

## 学生支援緊急給付金について（追加募集）

今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、学生生活にも経済的な影響が顕著となっている状況の中で、大学での修学の継続が困難になっている学生が修学をあきらめることがないよう、現金を支給する「学生支援緊急給付金給付事業」については、現在、日本学生支援機構において順次支給手続きが進められております。

この募集については既に締め切っているところですが、今回、日本学生支援機構より追加募集の依頼がありましたので、前回申請されていない方からの申請を新たに受け付けることになりました。

なお、本事業の詳細につきましては、以下の文部科学省のページをご確認ください。  
( [https://www.mext.go.jp/content/20200520\\_mxt\\_gakushi01\\_000007321\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200520_mxt_gakushi01_000007321_01.pdf) )

※ この給付金は、配分された推薦枠を踏まえ各大学が作成する推薦リストに基づき日本学生支援機構が支給することとされており、申請しても支給されない場合があるとされています。

本学では、この推薦リストについては、非課税世帯・多子世帯・ひとり親世帯であるか否か、家庭からの仕送り状況、生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合、既存の支援制度の利用状況等を総合的に判断して作成することにしています。

このため、申請書の申し送り事項や必ず提出が必要な添付書類、誓約書に記載が必要な金額等については、記載・添付漏れのないようにしてください。

※ なお、申請内容に虚偽があった場合は、返金が求められることがあります。

※ 本学における申請書類等は、上記の文科省のページと異なる部分がありますので、申請にあたっては以下を必ずご確認ください。

### 1. 支給金額

住民税非課税世帯の学生	20万円
上記以外の学生	10万円

### 2. 支援対象者の要件

以下を満たす者（学部生は①～⑥、大学院生は①～⑤及び⑥（3）もしくは⑥（4）、留学生は①～⑤および⑦を満たす者）

- ①家庭からの多額の仕送りを受けていない（※1）
- ②原則として自宅外で生活をしている（※2）
- ③生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
- ④家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない
- ⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入（雇用調整助成金による休業補償を含む（※3））が大幅に減少（前月比（※4）の50%以上減少）している
- ⑥既存の支援制度について以下の条件のうちいずれかを満たす

- (1) 高等教育の修学支援新制度（以下、新制度）による日本学生支援機構の給付奨学金の第Ⅰ区分の受給者および第Ⅱ又は第Ⅲ区分の受給者においては、第一種奨学金（無利子奨学金）の併給が可能な場合は、限度額（最高月額）まで利用

している者又は利用を予定している者

(2) 新制度による日本学生支援機構の給付奨学金に申込みをしている者又は利用を予定している者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額（最高月額）まで利用している者又は利用を予定している者

(3) 新制度の対象外であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額（最高月額）まで利用している者又は利用を予定している者

(4) 要件を満たさないため新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、民間等を含め申請が可能な支援制度の利用を予定している者

⑦留学生については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすこと

(1) 学業成績が優秀な者であること。具体的には、前年度の成績評価係数が 2.30 以上であること

(2) 1 か月の出席率が 8 割以上であること

(3) 仕送りが平均月額 90,000 円以下であること（入学金・授業料等は含まない。）

(4) 在日している扶養者の年収が 500 万円未満であること

(※1) 家庭からの多額の仕送りを受けるとは、家庭からの仕送り額年間 150 万円以上（授業料を含む）を目安とします。

(※2) 自宅外で生活しているとは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。申請にあたっては、自宅外通学であるということの証明書類（アパート等の賃貸借契約書のコピー等）の提出が必要です。

なお、自宅生でも家庭から学費等の援助を受けていない場合は、その旨を「3. 申し送り事項」に記入することで支給対象となり得ます。

(※3) あなたが勤めるアルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなします。

なお、大学（学部・大学院）1 年生で、アルバイトを予定しており、得られるはずの収入が得られなかった場合は、その旨を「3. 申し送り事項」に記入することで、「2. 支援対象者の要件」③及び⑤を満たすこととします。

(※4) 2020 年 1 月以降で、あなたのアルバイト収入が大きく減少した月が「当月」となります。

### 3. 申請書類

①「学生支援緊急給付金申請書」（様式 1）

( <https://www.pu-toyama.ac.jp/wp-content/uploads/2020/07/601ec3abb1eb27a1a9c096302cb4a1ab.pdf> )

※ 証明書の提出が困難な理由や多子世帯、ひとり親世帯等であること等を「3. 申し送り事項」に記載してください。（多子世帯であることを記載する場合は、子どもについて詳細に記入してください。（例）未就学児〇名、小学生〇名、中学生〇名、高校生〇名、大学生〇名、就業者〇名、無職〇名 等）

②「誓約書」（様式 2）

( <https://www.pu-toyama.ac.jp/wp-content/uploads/2020/07/8153eb567deff87ea62d264bac12d957.pdf> )

#### 4. 添付書類

※ ②と⑤については該当者は必ず提出してください。それ以外については、手元にある場合は提出してください。

①預貯金通帳の写し（仕送り金額が分かるもの）（任意）

…「2. 支援対象者の要件」①の証明書類となります。

②アパート等の賃貸契約書の写し（自宅外生のみ）

…「2. 支援対象者の要件」②の証明書類となります。

③新型コロナウイルス感染症対策に係る公的支援を受けている受給証明書等（提出可能な場合）

…「2. 支援対象者の要件」④の証明書類となります。提出できない場合は、申請書の「3. 申し送り事項」に、④の要件を満たしていることが分かる事情を記入してください。

④アルバイト先からの給与明細等（本年1月以降の連続する2か月分で、減額前、減額後の金額が分かるもの）（任意）

…「2. 支援対象者の要件」⑤の証明書類となります。

⑤（本人及び生計維持者（父母ともいる場合は2人分）の）住民税非課税証明書

（該当者のみ）（新制度の給付奨学金（第Ⅰ区分）をすでに受給している学生は不要）

…「2. 支援対象者の要件」⑥の証明書類となります。

#### 5. 申請期限

令和2年7月7日（火）～7月17日（金）

※ 支給時期については、日本学生支援機構によると、申請期限後、手続きを進め、順次、記載の口座に振り込まれることとされています。

#### 6. 申請方法

以下の申請先に直接持参してください。

（持参できない場合は、簡易書留にて郵送してください。）

【お問合せ先・申請先】

（工学部・工学研究科）〒939-0398

富山県射水市黒河 5180

射水キャンパス教務課学生係

TEL：0766-56-7500（内線 1224、1244）

（看護学部）

〒930-0975

富山県富山市西長江 2-2-78

富山キャンパス教務学生課

TEL：076-464-5410（内線 134）